

補装具費支給制度(肢体系補装具)をご利用の方へ

対象となる方 (下記全てを満たす方)

- ① 身体障害者手帳もしくは障害者総合支援法の対象の難病を有し一定の障害の状態にある。
- ② その装具がなければ生活等に困難が生じる。
- ③ 医療保険、介護保険、労災保険等の対象とならない。
- ④ (利用者が18歳以上の場合) 補装具を利用する本人及びその配偶者の市民税所得割額が46万円未満である。

ただし、居住地特例該当施設にお住いの方は、転入前の自治体が申請窓口となる場合があります。詳細は、申請前にお問い合わせください。

支給額等について

○原則、厚生労働省が定める購入基準額と購入等に要した費用を比較して低い方の額の9割を支給します(購入基準額の1割は利用者負担です)。

○生活保護及び非課税世帯の場合は、購入基準額と購入等に要した費用を比較して低い方の額の全額を支給します。

※購入基準額を上回る製品については、審査の結果、必要性が認められた場合、特例補装具費として支給される場合があります。

申請手続きについて (購入・修理の前に申請が必要です)

○電子申請の場合

(:D-Sendaiオンライン申請システム)

QRコードを読み取り、申請してください。

※申請に必要な書類はリンク先をご参照ください。

※初回のみ利用者登録が必要です。



:D-Sendaiオンライン申請システム

○郵送申請の場合

障害者総合支援センターに申請書類等を郵送してください。

※申請に必要な書類については障害者総合支援センターのホームページをご参照ください。

※各区障害高齢課・宮城総合支所障害高齢課でも申請可能です。

※意思伝達装置の支給をご希望の方は、申請前に障害者総合支援センターにお問い合わせください。

【問い合わせ先】

仙台市障害者総合支援センター
〒981-3133 仙台市泉区泉中央2-24-1

【電話】 022-771-6511

【FAX】 022-371-7313

【E-mail】 wellport-reha@city.sendai.jp



障害者総合支援センター